

## II 用語解説

### え 営業余剰・混合所得

営業余剰・混合所得は、生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指すもので、制度部門としては、非金融法人企業、金融機関、家計の三つの部門にのみ発生します。生産に使用した固定資産から発生する固定資本減耗を含む場合は（総）、含まれない場合は（純）として表記されます。一般政府と対家計民間非営利団体は非市場生産者であり、定義上その産出額を生産費用の合計として計測していることから、営業余剰・混合所得（純）は存在しません。営業余剰・混合所得（純）は、大きく営業余剰（純）と混合所得（純）に分けられます。営業余剰（純）は、生産活動への貢献分として、法人企業部門（非金融法人企業と金融機関）の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家分の取り分も含みます。一方、「混合所得」は、家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬の要素を含むことから、「営業余剰」と区別して「混合所得」として記録されます。

### か 家計最終消費支出

家計（個人企業を除いた消費主体としての家計）の新規の財貨・サービスに対する支出で、同種の中古品、スクラップの純販売額（販売額－購入額）を控除した額となります。土地と建物はこの項目に含まれません。また、農家における農産物の自家消費、自己所有住宅の帰属家賃、賃金・俸給における現物給与等も計上されます。

### 可処分所得および県民可処分所得

可処分所得は、県民全体あるいは各制度部門の現物社会移転を除く全ての経常収入（雇用者報酬、営業余剰と財産所得等の受取り）から、現物社会移転を除く全ての経常移転の支払いを控除したもので、それぞれの制度部門の手元に残った処分可能な所得を示しています。

各制度部門別の可処分所得は、主要系列表中の「県民所得および県民可処分所得の分配」に表章され、県民可処分所得はそれら制度部門別可処分所得を合計することによって求められ、統合勘定中の「県民可処分所得と使用勘定」にあらわれます。県民可処分所得は、市場価格表示の県民所得（第1次所得バランス）に、県外からの経常移転の純受取を加えたものに等しく、県民全体の処分可能な所得をあらわしています。これを支払の面からみると、民間および地方政府等の最終消費支出と貯蓄に処分されます。制度部門別の可処分所得を支払いの面からみると、非金融法人企業では最終消費支出を行わないため、可処分所得は全額貯蓄となります。金融機関については、可処分所得から年金受給権の変動調整を除いた額が貯蓄となります。他方、最終消費の主体である一般政府、対家計民間非営利団体、家計では、可処分所得は消費と貯蓄に処分されます。

なお、家計については、可処分所得に年金受給権の変動調整を加えた額が貯蓄と消費に処分され、家計

最終消費支出÷（家計可処分所得＋年金受給権の変動調整）は消費性向、家計貯蓄÷（家計可処分所得＋年金受給権の変動調整）は貯蓄性向あるいは貯蓄率といえます。

### 間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM）

金融機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがあります。このサービスの価額を間接的な測定方法を用いて推計したものを「FISIM」（Financial Intermediation Services Indirectly Measured）といい、「FISIM」を通常の財貨・サービスの一つとして位置づけています。

### き 企業所得

企業所得とは、非金融法人企業、金融機関および個人企業（家計に含まれる）の営業余剰・混合所得に受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したもので企業会計上の経常利益にほぼ該当し、主要系列表中の「県民所得および県民可処分所得の分配」に表章されます。企業所得は、民間法人企業所得、公的企業所得、個人企業所得に分類されます。

### 帰属計算

帰属計算とは、県民経済計算上の特殊な概念で、財貨・サービスの提供あるいは享受に際して、実際には市場でその対価の支払いが行われなかったにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的取引計算を行うことをいいます。例えば、家計最終消費支出には、自己所有住宅の帰属家賃や農家における農産物の自家消費等が含まれます。そのため、通常の家計簿ベースの支出より範囲が広がっているなど、県民経済計算の各項目をみる場合、その範囲には注意していただく必要があります。

### 帰属社会負担

→県民雇用者報酬の項の③をご参照ください

### 帰属家賃

帰属家賃とは、実際には家賃の支払いを伴わない自己所有住宅（持ち家住宅）についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものと仮定して、それを市場家賃で評価した帰属計算上の家賃をいいます。また、帰属家賃には給与住宅等における実際の家賃と市場家賃との差額の評価分（給与住宅差額家賃）も含まれます。

県民経済計算では住宅自己所有者は住宅賃貸業（不動産業）を営んでいるものとし、自分でその住宅を借りて家賃を支払っていると擬制しています。そのため各系列では、生産面では不動産業を営む個人企業の生産額として不動産業の生産額に、分配面では営業余剰・混合所得に個人企業所得として、支出面では家計消費支出にそれぞれ含まれます。（持ち家の企業所得の項もご参照ください。）

## け 経常移転

県民経済計算上、一般に移転とは、ある制度単位が、直接の対応物としてその見返りにいかなる財貨・サービスまたは資産も受け取ることなしに、財貨・サービスまたは資産を他の単位に対して供給する取引を指します。このうち、経常移転は、支払側の資産や貯蓄ではなく経常的な収入の中から充てられ、また受取側の投資の源泉とならないもので、資本移転と区別される移転であり、所得支出勘定に計上されます。経常移転には、所得・富等に課される経常税、純社会負担、現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転からなります。その他の経常移転は、非生命純保険料、非生命保険金、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転からなります。

### 現金による社会保障給付

現金による社会保障給付は、一般政府（社会保障基金）の運営する社会保障制度から支払われる社会給付のうち、医療や介護の保険給付分（現物社会移転に記録される）を除いた、現金の形で支払われる給付が記録されます。支払側では一般政府部門、受取側では家計部門にのみ記録されます。具体的には、国民年金保険や厚生年金保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合等の公的年金給付のほか、雇用保険給付、児童手当が含まれます。

現金による社会保障給付は、所得支出勘定において、一般政府の支払い、家計の受取りとして計上され、「付-3 一般政府から県民ベースの家計への移転の明細表（社会保障関係）」にその明細が示されています。

### 現物社会移転

現物社会移転は、一般政府または対家計民間非営利団体の個々の家計に対する現物の形での財貨・サービスの支給を指す（個別的分野における移転支出）。現物社会移転は、一般政府または対家計民間非営利団体が、当該財貨・サービスを市場で購入したものであるか、非市場産出として生産したものかに分かれます。

このうち、「現物社会移転（市場産出の購入）」は、一般政府が、家計に現物の形で支給することを目的に、市場生産者から購入する財貨・サービスを指します。具体的には、①社会保障制度の医療保険や介護保険における医療費、介護費のうち保険給付分（社会保障基金が家計に対して払い戻しを行う分も含まれます）や②公費負担医療給付のほか、③義務教育に係る政府による教科書の購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金が含まれます。

一方、「現物社会移転（非市場産出）」は、一般政府や対家計民間非営利団体といった非市場生産者が、個々の家計に対して供給する財貨・サービスのうち、経済的に意味のない価格に基づく財貨・サービスの販売による収入分を除いた部分のことをいいます。

### 県民雇用者報酬

雇用者報酬は、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配額を指すものです。雇用者とは、市場生産者・非市場生産者を問

わず生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれます。雇用者報酬は、内訳として、「賃金・俸給」と「雇主の社会負担」に分かれ、後者はさらに「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」に分かれます。

#### ①賃金・俸給

- (a) 現金給与。所得税や社会保険料のうち事業主負担分等の控除前の概念であり、一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与等のほかに、役員報酬（給与や賞与）、議員歳費等が含まれています。
- (b) 現物給与。自社製品等の支給など、主に消費者としての雇用者の利益となることが明らかでない財貨・サービスに対する雇主の支出であり、給与住宅差額家賃も含まれます。

#### ②雇主の現実社会負担

##### (a) 雇主の現実年金負担

社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれます。

##### (b) 雇主の現実非年金負担

社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれます。

#### ③雇主の帰属社会負担

##### (a) 雇主の帰属年金負担

企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度（雇用関係をベースとした社会保険制度）のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関してのみ計上される概念であり、企業会計上、発生主義により記録される年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分（現在勤務増分）に、運営費を加えたものから、雇主の現実年金負担を控除したものとして定義されます。

##### (b) 雇主の帰属非年金負担

発生主義での記録を行わない退職一時金の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれます。

### 県民総所得

県民雇用者報酬、財産所得、企業所得を合計した県民所得（要素費用表示）に、生産・輸入品に課される税（控除）補助金と固定資本減耗を合計し、市場価格表示にしたものです。

## こ 公的企業

原則として政府により所有かつ支配されている企業で、商法その他の公法、特別立法、行政規則等により法人格を持つ公的法人企業および生産する財貨・サービスのほとんどを市場で販売する大規模な非法人政府事業体（特別会計）からなります。その活動の種類、すなわち生産技術や経営形式の特性から産業として分類されるような事業所を単位とし

す。

### 固定資本減耗

建物、構築物、設備、機械等再生産可能な固定資産（有形固定資産、無形固定資産）について、時間の経過や使用に伴っておこる価値の減少のうち、通常の生産での使用過程で生じた価値の減少を評価したもの（減価償却費）と、臨時的に生じた価値の減少のうち、火災や風水害などの偶発事故による損失について通常予想される額（資本偶発損）をあわせたものを固定資本減耗といいます。実際に支出されるわけではないため、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成します。県民経済計算では、政府と対家計民間非営利団体についても生産者として格付けしているため、これらの固定資産についても固定資本減耗が計上されています。また、県内純生産は県内総生産からこの固定資本減耗分を差し引いたものです。

### 個別消費支出と集合消費支出

非市場生産者の最終消費支出は、個々の家計の便益のために行った「個別消費支出」と、社会全体のために行った「集合消費支出」という2つの概念からなります。

具体的には、「個別消費支出」は、「現物社会移転」（前述の「現物社会移転」参照）と一致します。一方、「集合消費支出」は、外交、防衛、警察等の社会全体に対するサービス活動に要する消費支出です。

一般政府の最終消費支出については、個別消費支出と集合消費支出に区分されます。一方、対家計民間非営利団体の最終消費支出は、全て個別消費支出とします。

### さ 在庫変動

在庫は、固定資産と並ぶ生産資産の一形態であり、当期あるいはそれ以前の会計期間に出現した財貨・サービスのうち、その後の会計期間において販売、生産等のために使用することを目的として保有されるものを指します。在庫変動は、会計期間中における在庫への繰入額から引出額を差し引き、さらに在庫品として保有中の財貨に対して当該会計期間内に生じた反復性のある損失額（通常予想される範囲の劣化、紛失等）を差し引いています。

在庫は、形態別としては、原材料、仕掛品、製品、流通品の4つの形態からなります。制度部門としては、非金融法人企業、一般政府、家計（個人企業分）にのみ計上されます。仕掛品は、育成生物資源の仕掛品（肉用牛や民有林の立木等）とその他の仕掛品（半製品）からなります。

### 在庫品評価調整

県民経済計算においては、発生主義の原則により在庫品増加は、当該商品の在庫増減時点の価格で評価すべきものとされています。しかし、入手可能な在庫関係データは企業会計に基づくものであり、後入先出法や先入先出法など、企業会計上認められている様々な在庫評価方法で評価されています。

したがって、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られる増減額には、期首と期末の評価価

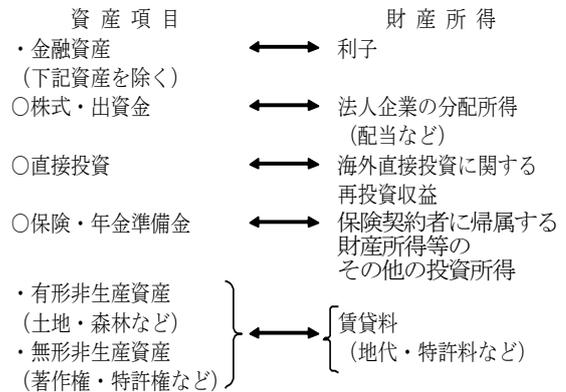
格の差による分も含まれています。

この評価価格の差による分を除くための調整が在庫品評価調整です。

### 財産所得

財産所得とは、カネ、土地および無形資産（著作権等）を貸借する場合、この貸借を原因として発生する所得の移転です。利子および配当、地代（土地の純賃貸料）などが該当します。ただし、財産所得中の賃貸料には、構築物（住宅を含む）、設備、機械等再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まれません。

利子、法人企業の分配所得（配当など）、海外直接投資の再投資収益、保険契約者に帰属する財産所得等のその他の投資所得、および賃貸料とその使用にする財産との関係は以下のようになっています。



なお県民経済計算では、海外直接投資の再投資収益は法人企業の分配所得に含めて表章しています。

### 最終消費支出と現実最終消費

消費を「費用負担」と「便益享受」の異なる観点からそれぞれとらえ、そのうち各制度部門が実際に支出した負担額を示すものが「最終消費支出」、実際に享受した便益の額を示すものが「現実最終消費」と定義されています。

なお、家計と政府それぞれの「最終消費支出」と「現実最終消費」は次のように計上されています。

- ・家計の現実最終消費支出：家計の最終消費支出と対家計民間非営利団体の最終消費支出と政府の個別消費支出の合計。
- ・政府の現実最終消費支出：政府の集合消費支出。

上記の具体例としては、家計の現実最終消費支出で教育費等の個々の家計の便益になる個別消費支出が挙げられます。教育費の政府負担分は、政府の最終消費支出としては計上されず、実際に便益を享受した家計が教育サービスを消費したと見なして、家計の現実最終消費支出として計上されます。また、政府の現実最終消費支出の例としては、外交、防衛といった一般政府が社会全体を代表して消費するものがこれにあたります。

### 産業連関表

投入産出（Input Output）表ともいいます。産業（商品）間の投入と産出を行列表示することにより、全ての財貨・サービスの生産とその処分に至る過程を

把握しようとするものです。

国民経済計算は産業連関表を財貨・サービスの供給と需要、経済活動別の国内総生産・要素所得等に取り込んでおりますが、県民経済計算と産業連関表は概念上の差異があるため、県民経済計算ではこれを調整した上で、約5年ごとの基準改定の際に産業連関表を取り込んでいます。

### サービスの販売

一般政府および対家計民間非営利団体の生産する財貨・サービスの一部は家計等に対して販売されます。これらは営利を目的としていないため、中には価格が生産コストを下回るものがあり、これを商品の販売と区別してサービスの販売とといいます。

このような財貨・サービスの家計の購入は、購入と家計の支払いとの間に明確で直接的な結びつきがあり、かつその支払いが家計の自由意思によってなされるという点で、強制手数料やその他の移転と区別されます。

一般政府のサービスの販売としては国公立学校の授業料などがあげられます。対家計民間非営利団体のサービスの販売としては私立学校の授業料などがあげられます。

## し 資本移転

反対給付を伴わない移転取引には、経常移転と資本移転があります。このうち資本移転は、受取り側の総資本形成やその他の資本蓄積あるいは長期的な支出の資金源泉となり、支払い側の資産または貯蓄からまかなわれるものです。資本移転は当事者の投資や資産に影響を及ぼしますが、消費には資産額やその構成の変化を通じて間接的な影響を及ぼすにとどまります。政府の民間企業に対する資本補助金（例えば、私鉄の新線建設費に対する補助）や相続税、贈与税などが該当します。

### 資本勘定

資本勘定は、制度部門毎に、非金融面の資本蓄積（投資）および資本調達（貯蓄）の状況を記録する勘定であり、具体的には、借方に、各部門における蓄積（投資）の形態が示され、純固定資本形成（総固定資本形成から固定資本減耗を控除したもの）と在庫変動、土地の購入（純）が計上される一方、貸方は資本調達の源泉として、所得支出勘定から振り替えられる貯蓄、他制度部門からの資本移転の純受取が計上されます。そして蓄積と資本調達の差額がバランス項目である純貸出（+）／純借入（-）として記録されます。

### 社会給付および純社会給付

社会給付は、病気・失業・退職・住宅・教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事あるいは状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して家計に支払われる経常移転と定義されます。①社会保障制度の公的年金等の「現金による社会保障給付」、②企業年金や発生主義で記録される退職一時金を含む「その他の社会保険年金給付」、③発生主義により記録されない退職一時金等の「その他の社会保険非年金給付」、④生活保護などの「社会扶助給

付」のほか、⑤「現物社会移転」のうち社会保障制度の医療保険給付および介護保険給付が位置付けられます。

純社会負担とは、社会給付が支払われることに備えて社会保険制度に対して行う現実または帰属の支払と定義されます。①社会保障基金や企業年金の年金基金への雇主の実際の保険料・掛金等の負担である「雇主の現実社会負担」、②雇用関係をベースとする確定給付型の退職後所得保障制度（発生主義により記録される確定給付型の企業年金と退職一時金）に係る積立不足分の変動等を示す「雇主の帰属社会負担」、③社会保障基金等への雇用者・家計の実際の保険料・掛金負担である「家計の現実社会負担」、④企業年金に係る資産運用から得られる収益（概念的なものを含む）の迂回処理分である「家計の追加社会負担」の合計から、⑤企業年金等の運営費用を示す「年金制度の手数料」を控除したものととなります。

### 社会扶助給付

社会扶助給付は、社会保険による給付と同様のニーズに応じるものですが、社会負担によって参加が求められる社会保険制度の下で支払われるのではなく、一般政府または対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転を指します。具体的には一般政府分には生活保護費（公費負担医療給付は現物社会移転に含まれるため除く）、恩給等が含まれ、対家計民間非営利団体分には無償の奨学金等が含まれます。なお、本項目は「現物社会移転以外の社会給付」の内訳項目ですが、基礎資料の制約上、現金分と現物分を区別することが困難なものであるため、現物給付分も一部含まれます。

### 純貸出（+）／純借入（-）

制度部門別の資本勘定のバランス項目であり、貯蓄および資本移転による正味資産の変動と、非金融資産の純取得（純固定資本形成、在庫変動、土地の購入（純））の差額として導出されます。額が正であれば純貸出（いわゆる貯蓄超過、黒字）であり、負であれば純借入（いわゆる投資超過、赤字）を表す。換言すれば、「純貸出（+）／純借入（-）」は、制度部門ごとに経常的な収支と資本的な収支を合計した収支尻を示すものであり、一般政府の場合は、いわゆる「財政収支」を示す指標となります。

### 消費者負債利子・その他の利子

家計の所得支出勘定における支払財産所得には、利子として「消費者負債利子」と「その他の利子」が計上されています。消費者負債利子は、消費者としての家計が支払った利子のうち住宅ローン以外のもの、その他の利子は、家計部門に含まれている個人企業が支払った利子です。

県民所得および県民可処分所得の分配においては、消費者負債利子は家計（非企業部門）の利子支払として計上され、その他の利子は個人企業の企業所得に含まれます。

### 所得支出勘定

所得支出勘定は、5つの制度部門別（非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）、

対家計民間非営利団体)に、所得の受取と使用を記録する勘定です。制度部門別勘定を集計したものは、統合勘定における「県民可処分所得と使用勘定」として表章されます。

この勘定によって、生産活動の結果生み出された所得(雇用者報酬、営業余剰・混合所得等)および財産所得がどの制度部門に分配されたかが明らかになります。

#### 所得・富等に課される経常税

所得・富等に課される経常税とは、①労働の提供や財産の貸与、資本利得など様々な源泉からの所得に対して、公的機関によって定期的に課せられる租税および②消費主体としての家計が保有する資産に課せられる租税をいいます。所得税、法人税、都道府県民税、市町村民税等のほかに家計の負担する自動車関係諸税および日銀納付金にこれに該当します。

なお、所得・富等に課される経常税と生産・輸入品に課される税の区別は、それが所得から支払われるか、生産コストの一部とみなされるかによって区別されます。したがって、自動車税のような租税は、生産者が支払う場合には生産コストを構成するものとして生産・輸入品に課される税とみなされますが、家計が支払う場合には生産活動との結びつきがないため所得・富等に課される経常税に分類されます。

#### せ 生産者価格表示および購入者価格表示

県民経済計算においては、リンゴ1個や鉄1トンといった生産数量を価額化(評価)する方法として、分析目的に応じたさまざまな方法を用いています。生産者価格表示とは生産物を生産者の事業所における価格で評価しようとするものです。したがって、商品が需要者に至るまでの運賃や商業マージンはすべて運輸業や商業の生産とされ、個々の商品には加算されません。生産者価格表示は産業連関表において用いられており、流通経路の相違による価格の相違を除去して生産構造そのものを捉えようとするところに狙いがあります。一方、購入者価格表示とは、購入段階における市場価格で評価したものであり、個々の商品価格は運賃や商業マージンが含まれているものです。したがって、主として需要分析のための評価法です。

#### 生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税とは、①財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課せられた租税で、②税法上損金算入が認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものです。生産コストの一部を構成するものとみなされる点で所得・富等に課される税と区別されます。

例としては、消費税、関税、酒税等の国内消費税、不動産取得税、印紙税等の取引税、事業所税、固定資産税、企業の支払う自動車税などがあげられます。住宅(土地を含む)に対する固定資産税も、帰属家賃の一部を構成するとみなされ、生産・輸入品に課される税として扱われます。これは、所有者が住宅賃貸業を営んでいるという観点からです。また、日本中央競馬会納付金など、特定の公的企業における利益の一部も、財政収入を目的として徴収すること

から生産・輸入品に課される税に含まれます。

生産・輸入品に課される税は生産者の付加価値の一部になると同時に、一般政府においては、経常移転の受取りとして所得支出勘定に計上されます。

#### そ 総固定資本形成

民間法人、公的企業、一般政府、家計(個人企業)および対家計民間非営利団体が新規に購入した有形または無形の資産(中古品やスクラップ、土地等の純販売額は控除。マージン、移転経費は含む)であり、以下のものが該当します。

##### ①有形固定資産

住宅、住宅以外の建物および構築物、輸送機器、機械設備、育成資産(種畜、乳牛、果樹、農園等)。民間転用が可能な防衛関係設備等も含まれます。

##### ②無形固定資産

鉱物探査、知的財産生産物。(知的財産生産物の項をご参照ください。)

##### ③有形非生産資産の改良

土地の造成・改良、鉱山・農地等の開発、拡張等。

なお、建物、道路、ダム、港湾等建設物の仕掛工事は、建設発注者の総固定資本形成に含まれますが、重機械器具の仕掛工事は、その財貨生産者の在庫品増加に分類されます。

#### 総資本形成

民間および公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計の生産者としての支出(購入および自己生産物の使用)のうち、中間消費とならないもので、在庫品増加と総固定資本形成からなります。

中間消費と総固定資本形成の区別は、当該期間内において使用されつくすか、あるいは将来に便益をもたらすかを基準としてなされます。例えば、固定資産等の修理についてみると、固定資産の改造や新しい機能の追加等、その耐用年数や生産性を大幅に増大させる支出(企業会計の資本的支出)は総固定資本形成に含まれます。これに対し、単なる破損の修理や正常な稼働を保つための支出(企業会計の収益的支出)は中間消費に分類されます。

#### 総資本形成に係る消費税

県民経済計算上、全ての財貨・サービスは間接税である消費税分を含んで付加価値が捉えられます。

納税義務者である事業者は、自らが販売した際に預かった消費税から、自らが仕入れ等を行った際に負担した消費税を控除し(仕入額控除)、差額分を納税します。課税業者の投資にかかる消費税は、他の仕入れにかかる消費税とともに、事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できるため、総資本形成については、仕入税額控除できる消費税額は含まれていません。この控除されて納税されない額が、総生産額中に含まれており、このままだと付加価値としては過大評価になります。このため、生産系列においては、当該消費税控除額を総資本形成に係る消費税として欄外で一括控除することにより、過大分の調整を行っています。

### その他の社会保険年金給付

現物社会移転以外の社会給付の内訳項目であり、一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度から支払われる現金給付を指します。具体的には、確定給付型や確定拠出型の企業年金からの給付額とともに、これと同様に発生主義により記録される退職一時金支給額を含みます。本項目は、支払側では、制度を運営する立場としての金融機関（年金基金）部門、受取側では家計部門にのみ記録されます。

### その他の社会保険非年金給付

社会保障基金（一般政府）や年金基金（金融機関）といった外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主がその源から雇業者に支払う福祉的な給付を指し、特定の基金はなくとも雇主が支払う義務を負っているものと位置付けられます。具体的には、発生主義による記録を行わない（つまり現金主義で記録する）退職一時金のほか、私的保険への拠出金等を含みます。

### その他の投資所得

その他の投資所得は、財産所得における投資所得のうち、利子、法人企業の分配所得、海外直接投資に関する再投資収益以外を指し、「保険契約者に帰属する投資所得」、「年金受給権に係る投資所得」、「投資信託投資者に帰属する投資所得」からなります。

保険契約者に帰属する投資所得には、生命保険や非生命保険といった保険契約者から受託された資産である保険技術準備金からの投資により得られる所得（保険帰属収益）および保険契約者配当が含まれます。このうち、保険帰属収益については、現実には保険会社に留保される性格のものですが、保険契約者に帰属するものであるため、保険会社から、保険契約者に一旦「保険契約者に帰属する投資所得」として支払われ、同額が追加保険料として、保険契約者から保険会社に払い戻されるという迂回処理を行っています。

年金受給権に係る投資所得は、雇用関係をベースとする退職後所得保障（企業年金等）について、制度を運営する年金基金に対して、受給者たる雇業者（家計）が保有する年金受給権に関する投資所得を指し、現実には年金基金が留保するものですが、保険契約者に帰属する投資所得と同様に、年金基金から一旦家計に支払われ、家計がこれを追加負担として年金基金に払い戻すという迂回処理が行われます。

## た 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体最終消費支出は、非市場生産者としての対家計民間非営利団体による財貨・サービスの産出額（雇業者報酬、中間消費、固定資本減耗といった生産費用の積上げ）のうち、①家計への財貨・サービスの販売収入で賄われる部分（財貨・サービスの販売）や、②対家計民間非営利団体自身の総固定資本形成に充てられる部分（自己勘定総固定資本形成）を除いた価額からなります。ここで、①には、例えば、私立学校（私立大学の附属病院を除き我が国の国民経済計算では対家計民間非営利団体に格付けされる）の学費収入等が含まれ、②は、

対家計民間非営利団体に属する機関が自ら行う研究・開発(R&D)の総固定資本形成からなります。

最終消費支出 = 産出額 - 財貨・サービスの販売  
- 自己勘定総固定資本形成 (R&D)

## ち 知的財産生産物

知的財産生産物は、その知識の使用が法的またはその他の保護手段によって制限されるために、その開発者がそれを市場で販売したり、自らの利益のために生産に使用できたりする知識につながる研究、開発、調査またはイノベーションの成果と定義されます。本項目はさらに「研究・開発」、「コンピュータソフトウェア」に分かれます。

研究・開発は、人類・文化・社会に関する知識ストックを増加させ、効率や生産性を改善させたり、あるいは将来の利益を得ることを目的として体系的に実施される創造的活動を指します（いわゆるR&D）。

コンピュータソフトウェアは、システムおよびアプリケーション・ソフトウェアの双方に関する、コンピュータ・プログラム、プログラム説明書およびサポート用資料からなり、受注型ソフトウェア、汎用ソフトウェア（ソフトウェア・プロダクト）のほか、自己勘定で開発されたソフトウェアも含まれます。

## 地方政府等最終消費支出

地方政府等（地方政府、地方社会保障基金）はサービスを提供する主体であって、消費する主体ではありませんが、その提供するサービスは市場価格がないことが通常であるため、産出額は政府の支出額をもとに評価します。その上で提供するサービスについて、家計などが直接対価を支払って受けているような場合を除いて、受益者を特定することができないため、県民の集合概念としての政府自らが消費しているとして扱います。この自ら消費していると扱う部分が政府最終消費支出です。具体的には、一般政府の財貨・サービスに対する経常的支出である政府サービス生産者の産出額（中間投入+雇業者報酬+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税）から、他部門に販売した額（商品・非商品販売額）を差し引いたものに現物社会給付等（医療保険による給付分等）を加えたものを計上しています。

なお、中央政府等（中央政府、全国社会保障基金）の地域事業所（国出先機関）が提供するサービスは、いずれの地域にも属さない擬制的な地域（準地域）に移出され、中央政府等が最終消費する。

## 中間投入・中間消費

生産の過程で原材料・光熱燃料・間接費等として投入された非耐久財およびサービスをいいます。耐用年数を大幅に伸ばすことのないような固定資産の維持補修（企業会計の収益的支出）、研究開発調査等もこれに含まれます。また、中間投入を支出側からみた場合は中間消費といえます。

産出額から中間投入（額）を控除したものが付加価値（額）です。

## 貯蓄

貯蓄は各部門の要素所得（雇用者報酬、営業余剰・混合所得）の受取りや各種の経常移転の受取りからなる経常的収入から、消費支出や各種の経常移転支払いからなる経常的支出を差し引いた残差として定義されます。したがって貯蓄は所得支出勘定（所得の使用勘定）のバランス項目であり、資本蓄積のための原資として資本調達勘定との連絡項目です。

## 賃貸料

所得支出勘定における賃貸料は、土地の純賃貸料および著作権等の使用料からなります。

土地の賃貸は、建物や機械のそれとは異なり、所有者の生産活動とみなされません。賃貸された土地は、生産面ではあたかも使用者が所有しているかのように取扱われ、土地の所有に伴う税金、維持費等の経費は使用者が生産活動を行うためのコストの一部（生産・輸入品に課される税、中間投入）として計上され、また純賃貸料（＝総賃貸料－税金等諸経費）は使用者の営業余剰に含まれます。他方、所得支出勘定において、使用者から所有者に上述の純賃貸料が財産所得（賃貸料）の受払いとして計上されます。著作権等の使用料についても同様に取扱われます。

## て 定型保証

保証は、支払不能となった債務について、保証機関が肩代わりする取引のことで、一般的に偶発性があるため、県民経済計算では金融資産として扱っていません。ただし、住宅ローンや中小企業向け等の信用保証事業等の定型化された小口の保証については、定型保証支払引当金（「準備金（債務肩代わりのための引当金）」＋未経過保証料）を保証機関の負債、ローンの借り手の資産として記録します。また、定型保証に関わるサービス産出と経常移転を記録します。

## デフレーター

名目価格から実質価格（物価変動分を除いた価格）を算出するために用いられる価格指数をデフレーターといい、デフレーターで名目価格を除いて実質価額を求めることをデフレーションと呼びます。県民経済計算では、価格指数は比較時点の名目ウェイトを用いるパーシェ型指数を採用し、隣接する2時点間の比較を行う連鎖価格方式のデフレーターを用いています。

## と 統計上の不突合

県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）のように、概念上一致すべきものであっても、推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なることによって、推計値に不一致が生じることがあります。この不一致を「統計上の不突合」といい、勘定体系のバランスを図るために表章されます。なお、県民経済計算の場合は支出側に表章されますが、国民経済計算の場合は生産側に表章されます。

## 土地の購入（純）

土地の購入（純）は、土地取引（売買）の収支差

額で、制度部門別資本調達勘定の実物取引に表章されます。ただし、土地取引に要した移転コスト（仲介者手数料、登記料等）は、固定資本形成として記録され、土地取引には含まれません。また、土地の開発、改良のための支出も、有形非生産資産の改良として固定資本形成に計上され、土地取引には含まれません。

## ね 年金受給権の変動調整

社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額であり、所得支出勘定において、家計の受取、金融機関の支払にのみ記録されます。よって、同じ年金制度であっても社会保障制度（公的年金制度）に係る負担と給付の差額には本項目には含まれません。

## ひ 非生命純保険料

非生命保険に係る保険契約者ないし定型保証に係る保証対象のローンの借り手により当該会計期間の保険、保証のカバレッジを得るために支払われる保険料ないし保証料の総額から、非生命保険会社や定型保証機関へ支払われるサービスチャージ（非生命保険、定型保証の産出額）を差し引いたものであり、いわば非生命保険や定型保証のリスクコストを示します。

## 非生命保険金

非生命保険金は、損害保険等の非生命保険に係る保険会社から契約者への保険金の支払額や、住宅ローン保証等の定型保証に係る純債務肩代わり額を指します。所得支出勘定では、支払側では非生命保険会社や定型保証機関が含まれる金融機関に、受取側では非生命保険の被保険者たる各制度部門ないし保証対象のローンの貸し手部門（金融機関）に記録されます。

なお、非生命保険金には、通常予見しえないような巨大災害が発生した際の保険金は含まれず、「資本移転」に計上されます。これは、非生命保険の産出額が極端な動き（マイナス）になることを避けるための処理です。

## ほ 法人企業の分配所得

企業への出資に関して生じた所得の移転で、株式に対する配当をはじめとする民間非金融法人企業、協同組合の剰余金の分配のほか、法人格を有しない政府企業の剰余金の一般政府への繰入れ、企業の海外支店収益、などからなります。

なお、信託収益および保険契約者配当は、その他の投資所得として扱われます。

また海外子会社の未分配収益は、国民経済計算では「海外直接投資に関する再投資収益」として扱われますが、県民経済計算では「法人企業の分配所得」として扱っています。

## 補助金

県民経済計算上の補助金とは、①一般政府から市場生産者に対して支払われるものであること、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるもので

あること、③財・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、の3つの条件を満たす経常交付金です。

一方、対家計民間非営利団体や家計への経常的交付金は補助金ではなく、政府による他の種類の経常移転（他に分類されない経常移転）として扱われます。また、投資、あるいは資本資産、運転資産の損失補填のために産業に対して行われる移転は補助金ではなく資本移転に分類されます。

#### み 民間最終消費支出

家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計です。

#### も 持ち家の企業所得

「持ち家」は個人所有で自己居住にかかる住宅を独立の企業として取扱っているもので、その「企業所得」は他の企業所得と同じ概念です。

計算は次の算式によります。

自己居住住宅の家賃評価額－中間投入（修繕等）  
－固定資本減耗－生産・輸入品に課される税（固定資産税等）－住宅ローン支払い利子－支払地代  
（帰属家賃の項もご参照ください。）

#### り 利子

利子は、特定の種類の金融資産（例えば、預金、債務証券、貸出等）の所有者である制度単位が、それを他の制度単位の自由な使用に委ねることにより受け取る所得を指します。

ただし、県民経済計算上に記録される利子のうち、預金や貸出・借入に係る利子は、「FISIM（前述の「間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM）」参照）調整後」の概念です。ここで、現実に観測される利子については、貸出という資金提供の代わりに受け取る利子所得には、貸出利率と参照利率の差×貸出残高から求められる「借り手側 FISIM」分が含まれる形、また、預金という資金提供の対価として受け取る利子所得には、参照利率と預金利率の差×預金残高から求められる「貸し手側 FISIM」が含まれない形、すなわち「FISIM 調整前」のものであります。

県民経済計算においては、こうした金融仲介機関が預金や貸出により提供した金融サービスに対する支払分は、財貨・サービスの取引として記録することとなっています。このため、貸出については、観測される利子所得から「借り手側 FISIM」の控除された分が、預金については、観測される利子所得に「貸し手側 FISIM」を加算した分が、それぞれ（FISIM 調整後の）利子として記録されます。

#### れ 連鎖価格方式

県内総生産の実質化には固定基準方式と連鎖価格方式があり、平成 23 年基準以降は連鎖方式を採用しています。連鎖方式とは、基準年を固定せず、前年からの伸び率を積み重ねていく方法のことであります。

固定基準方式が基準年を固定することで、基準年から離れるほどにバイアス（偏り）が生じるのに対し、連鎖方式ではバイアスは生じません。ただし、実質値における加法整合性（内訳項目の合計が集計

項目に一致すること）が成立しないため、その差を開差という項目で表しています。（前述のデフレーター の項もご参照ください。）

#### 参照

・ 内閣府経済社会総合研究所  
「国民経済計算年次推計」－「用語の解説」  
([https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference4/yougo\\_top.html](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference4/yougo_top.html))

・ 中村洋一著、一般財団法人 日本統計協会発行  
「GDP 統計を知る 国民経済計算の基礎」